

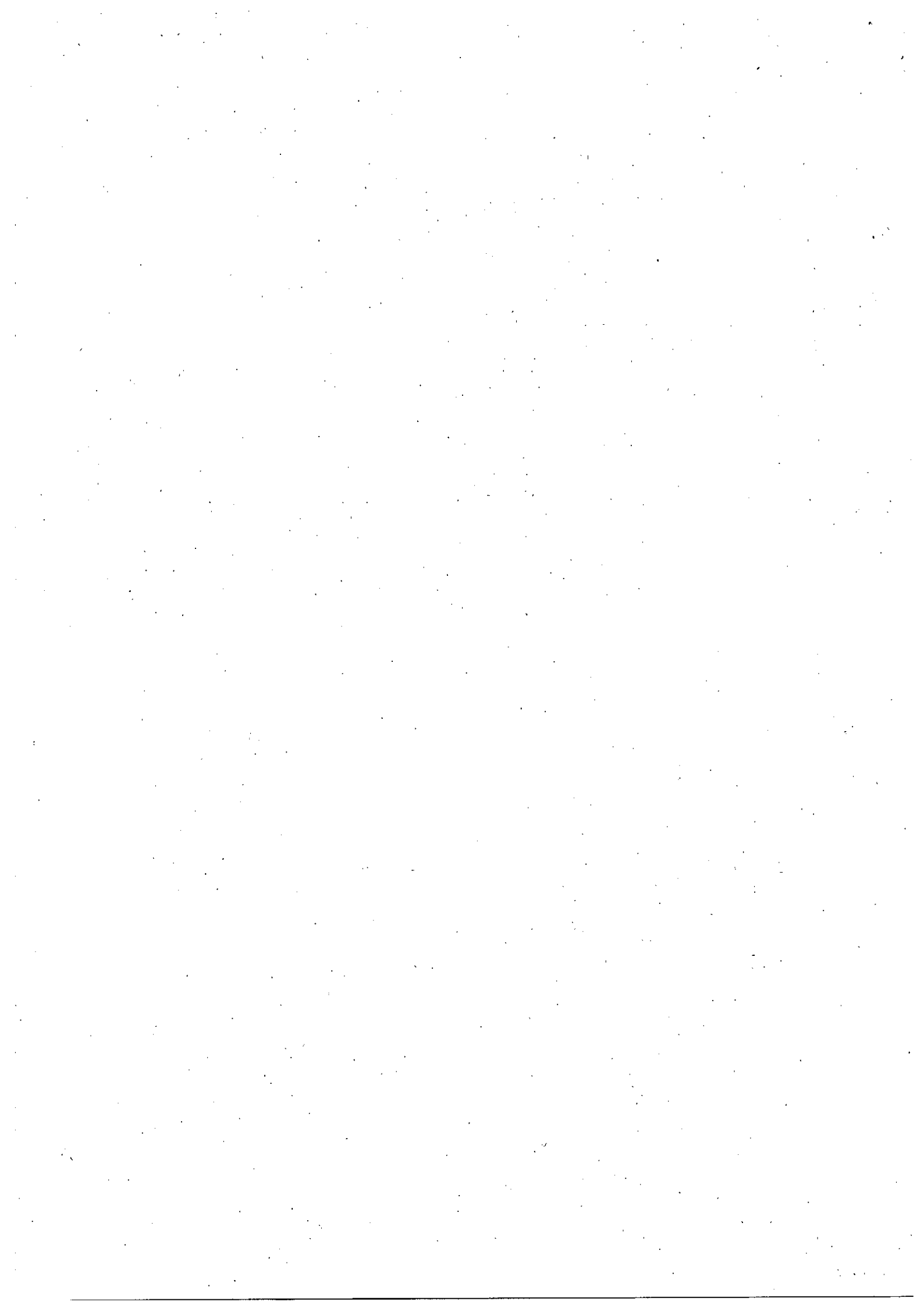
令和4年2月市議会教育厚生委員会資料

所管事項調査に関する資料

目次	ページ
1 訴訟の現況について……………	1
2 広島「黒い雨」訴訟に係る長崎市の対応について……	2～11

原爆被爆対策部

令和4年2月



2 広島「黒い雨」訴訟に係る長崎市の対応について

(1) 「黒い雨」訴訟の概要

被爆地域及び第一種健康診断特例区外に居住していた一審原告 84 名（原爆投下時約 10km～30km の地点に在った者）が、広島への原爆投下後に降った雨（いわゆる「黒い雨」）等により放射線に被曝し健康影響を受けたとして、被爆者健康手帳交付申請却下処分取消し等を求めて広島県・市を提訴した事案。

（別紙 1 参照）

(2) 判決の経緯

○第一審広島地裁（令和 2 年 7 月 29 日判決）原告勝訴

○第二審広島高裁（令和 3 年 7 月 14 日判決）原告勝訴

(3) 高裁判決のポイント

ア 被爆者援護法 1 条 3 号に該当すると認められるためには、「原爆の放射能により健康被害が生ずることを否定することができないものであったこと」を立証することで足りる。

原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（抜粋）

（被爆者）

第一条 この法律において「被爆者」とは、次の各号のいずれかに該当する者であつて、被爆者健康手帳の交付を受けたものをいう。

一 原子爆弾が投下された際当時の広島市若しくは長崎市の区域内又は政令で定めるこれらに隣接する区域内に在った者

二 原子爆弾が投下された時から起算して政令で定める期間内に前号に規定する区域のうちで政令で定める区域内に在った者

三 前二号に掲げる者のほか、原子爆弾が投下された際又はその後において、身体に原子爆弾の放射能の影響を受けるような事情の下にあつた者

四 前三号に掲げる者が当該各号に規定する事由に該当した当時その者の胎児であつた者

イ 以下の事情があれば内部被曝による健康被害をうける可能性があり、「原爆の放射能により健康被害が生ずることを否定することができないものであったこと」が認められる。

- ・放射性降下物を含む黒い雨に直接打たれた
- ・黒い雨に打たれていなくても、空気中に滞留する放射性微粒子を吸引して、放射性微粒子を体内に取り込んだ

- ・地上に到達した放射性微粒子が混入した飲食物を摂取して、放射性微粒子を体内に取り込んだ

ウ このため、一審原告らは、法1条3号に該当し、被爆者健康手帳の交付を義務付けるのが相当。



令和3年7月28日 被告広島県・広島市及び訴訟参加人国は上告せず確定

(4) 被爆地域拡大に関する要望

ア 日 時 令和3年7月19日

イ 要望者 長崎市長

ウ 要望先 厚生労働大臣（大臣官房総務課）※東京事務所経由

エ 要望の要旨

○今回の判決を重く受け止め原告に寄り添い、広島県市が求めている上告断念及び黒い雨体験者の救済を長崎市としましても要望いたします。

○広島黒い雨体験者と同様に高齢化が進み病気に苦しみ続ける長崎の被爆体験者も救済するため、爆心地から半径12kmの範囲の被爆地域の拡大を要望いたします。

(5) 「黒い雨」訴訟の判決に関する内閣総理大臣談話（別紙2参照）

(抜粋)

○ 今回の判決には、原子爆弾の健康影響に関する過去の裁判例と整合しない点があるなど、重大な法律上の問題点があり、政府としては本来であれば受け入れ難いものです。とりわけ、「黒い雨」や飲食物の摂取による内部被曝の健康影響を、科学的な線量推計によらず、広く認めるべきとした点については、これまでの被爆者援護制度の考え方と相容れないものであり、政府としては容認できるものではありません。

○ 84名の原告の皆様と同じような事情にあった方々については、訴訟への参加・不参加にかかわらず、認定し救済できるよう、早急に対応を検討します。

(6) 長崎県市の要望

ア 黒い雨訴訟広島高裁判決に関する要望

(ア) 日 時 令和3年8月2日

(イ) 要 望 者 長崎市長、市議会議員、長崎県知事、県議会議員

(ウ) 要 望 先 厚生労働大臣（健康局長及び健康局総務課長）※オンライン

(エ) 要望の趣旨

- ① 長崎においては、一般地域と比べ相対的に高い線量が認められており、雨や内部被ばくの証言もあり、「同様の事情」にあるものとして、被爆者援護法第1条3号に該当するものとして掲げる11の障害があれば被爆者として認定すること
- ② 国が設置する「第一種健康診断特例区域等の検証に関する検討会」において、広島・長崎の両地域の分析・検証を進め、早急に結論を出すこと
- ③ 被爆者援護法第1条3号に基づく指針の改定に際しては、広島県・広島市と同様に、当初から長崎県・長崎市も加えること

イ 長崎の被爆体験者等の救済に関する要請

(ア) 日 時 令和3年11月5日

(イ) 要 請 者 長崎県知事、長崎市長

(ウ) 要 望 先 厚生労働大臣（原子爆弾被爆者援護対策室長）

(エ) 要望の趣旨

- ① 原告84名を被爆者として認定した合理的根拠を示すとともに、長崎においては、広島と同様に黒い雨や放射性物質を帯びた灰等を浴びたという数多くの証言が得られていることから、長崎の被爆体験者等についても「同じような事情」にあるものとして認定の対象とすること
- ② 指針改正の協議に際しては、当初から長崎県・長崎市も加えること

(7) 5者（厚生労働省、広島県市、長崎県市）による被爆者援護法第1条第3号に係る審査の指針に関する協議

審査の指針とは、援護法第1条第3号に記載の身体に原子爆弾の放射能の影響を受ける事情の下にあった者に該当するか否かを判断するにあたり、全国統一的な運用を図る観点から、審査の基準を具体的に定めているもの。

【参考】被爆者援護法第1条第3号に係る審査の指針（抜粋・一部改変）

原子爆弾が投下されたその後、次の（1）から（3）までのいずれかに該当する者は、法第1条第3号に該当すると認めることとする。

- (1) 原爆投下後2週間以内に、被爆して負傷した者が多く集合していた環境（※1）に相応の時間とどまった（※2）と認められる者
※1 ①15名以上の被爆して負傷した者が収容されている収容施設等
②5名以上の被爆して負傷した者が収容されている病室等（出入口以外は壁等で閉ざされ、比較的狭小な部屋等として独立している空間に限る。）
※2 ①2日以上収容施設等にいたことが確認できる場合
②1日であっても午前及び午後に収容施設等にいたことが確認できる場合
- (2) （1）に該当しない者については、被爆して負傷した者との接触により、（1）に該当する者と同程度以上の被爆状況にあったと認められる者（※3）
※3 被爆して負傷した者と1日当たり5名以上の接触が認められる
- (3) 被爆した者の輸送又は被爆した者の死体の処理に従事し、被爆して負傷した者と接触があった者については、（1）に該当する者と同程度以上の被爆状況にあったと認められる者

ア 開催の経緯

第1回 令和3年11月30日

第2回 令和3年12月8日

第3回 令和3年12月23日

イ 「黒い雨」訴訟を踏まえた審査の指針改正の骨子案（別紙3参照）

（抜粋）

「原告と同じような事情にある者」は、黒い雨に遭った者で、11種類の障害を伴う一定の疾病（原子爆弾の放射能の影響によるものでないことが明らかであるものを除く）にかかっている者とする。

【黒い雨に遭った者の考え方】

- ① 黒い雨に遭ったことが確認できること。（「黒い雨に遭った」には、黒い雨に遭ったことが否定できない場合を含む）
- ② 黒い雨に遭った当時の状況（場所・時間帯、降雨状況、生活状況など）が原告と同じような事情にあったことが確認できること。

ウ 骨子案に対する長崎県市の回答（別紙4参照）

（抜粋）

- ・長崎においても広島と同様に被爆未指定地域において黒い雨等が降っていることは、平成11年度証言調査より明らかである。
- ・長崎において黒い雨等が降った場所に関する事実を国が認めた際には長崎も対象とする旨を、現時点で認定指針の骨子に明記していただきたい。広島に限定される指針骨子案は、受け入れられるものではない。

エ 厚生労働省における広島県市及び長崎県市との今後の進め方

（別紙5参照）

（抜粋）

厚生労働省においては、今後、「被爆者援護法第1条第3号に係る審査の指針」の改正骨子に基づき、指針の作成に向けた取組を進めるとともに、長崎への対応について、引き続き、長崎県・長崎市と協議をしてまいります。

(8) 現在の状況

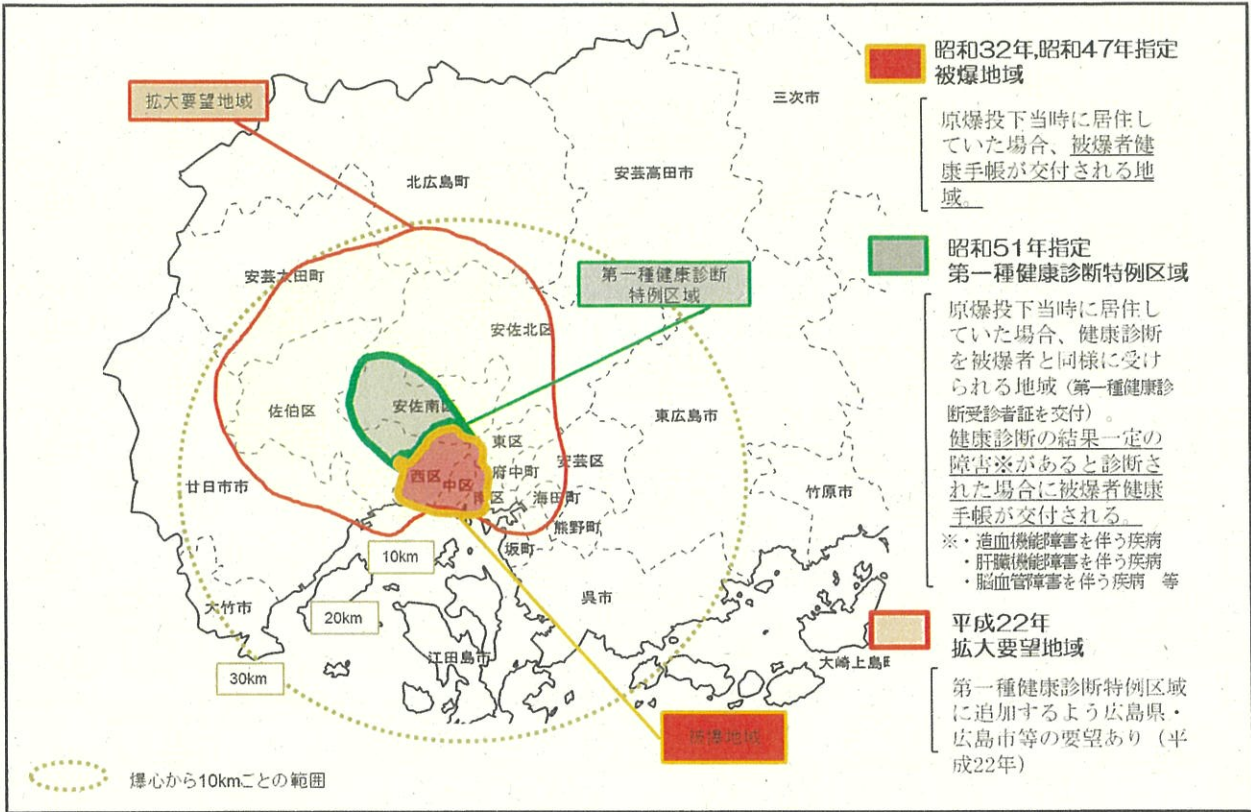
ア 厚生労働省及び長崎県市との実務者打合わせ

長崎の対応を検討するための実務者打ち合わせが、令和4年1月27日に開催され、広島地裁・高裁、長崎地裁・福岡高裁の裁判の事実認定で用いられた書証について、厚生労働省、長崎県、長崎市で分担して分析していくことを確認した。（次回の開催は未定）

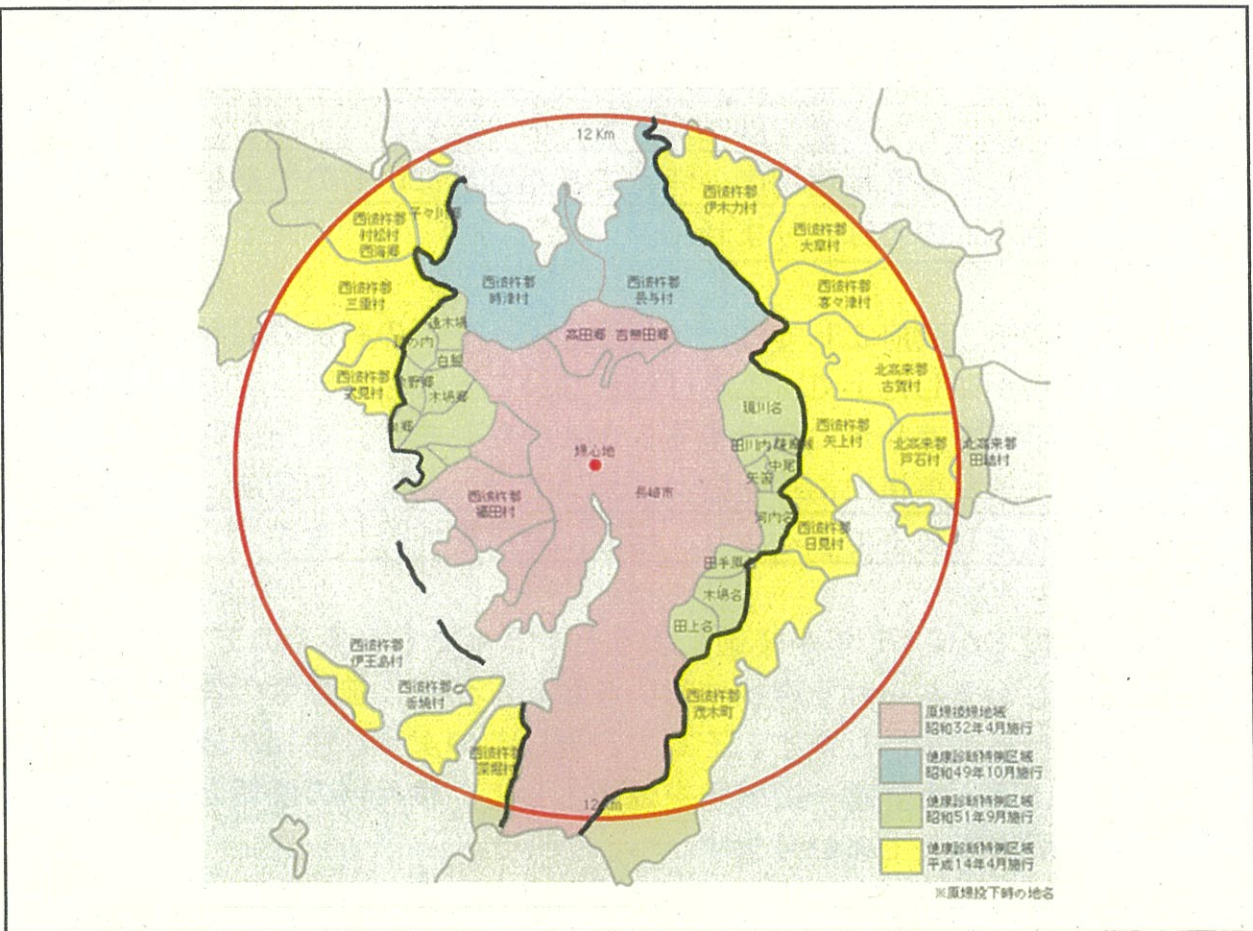
イ 長崎の黒い雨等に関する専門家会議

証言調査の客観性を検証するための、有識者による専門家会議が長崎県により設置され、（長崎市はオブザーバーとして参加）第1回目の会議が令和4年2月8日に開催された。

広島市の被爆地域図



長崎市の被爆地域図



「黒い雨」被爆者健康手帳交付請求等訴訟
の判決に関するの内閣総理大臣談話

（令和3年7月27日
閣議決定）

本年7月14日の広島高等裁判所における「黒い雨」被爆者健康手帳交付請求等訴訟判決について、どう対応すべきか、私自身、熟慮に熟慮を重ねてきました。

その結果、今回の訴訟における原告の皆様については、原子爆弾による健康被害の特殊性にかんがみ、国の責任において援護するとの被爆者援護法の理念に立ち返って、その救済を図るべきであると考えに至り、上告を行わないこととしました。

皆様、相当な高齢であられ、様々な病気も抱えておられます。そうした中で、一審、二審を通じた事実認定を踏まえれば、一定の合理的根拠に基づいて、被爆者と認定することは可能であると判断いたしました。

今回の判決には、原子爆弾の健康影響に関する過去の裁判例と整合しない点があるなど、重大な法律上の問題点があり、政府としては本来であれば受け入れ難いものです。とりわけ、「黒い雨」や飲食物の摂取による内部被曝の健康影響を、科学的な線量推計によらず、広く認めるべきとした点については、これまでの被爆者援護制度の考え方と相容れないものであり、政府としては容認できるものではありません。

以上の考えの下、政府としては、本談話をもってこの判決の問題点についての立場を明らかにした上で、上告は行わないこととし、84名の原告の皆様に被爆者健康手帳を速やかに発行することといたします。また、84名の原告の皆様と同じような事情にあった方々については、訴訟への参加・不参加にかかわらず、認定し救済できるよう、早急に対応を検討します。

原子爆弾の投下から76年が経過しようとする今でも、多くの方々がその健康被害に苦しんでおられる現状に思いを致しながら、被爆者の皆様に寄り添った支援を行ってまいります。そして、再びこのような惨禍が繰り返されることのないよう、世界唯一の戦争被爆国として、核兵器の廃絶と世界の恒久平和を全世界に訴えてまいります。

「黒い雨」訴訟を踏まえた審査の指針改正の骨子

（「被爆者援護法第1条第3号に係る審査の指針」の改正内容骨子）

「原告と同じような事情にある者」は、黒い雨に遭った者で、11種類の障害を伴う一定の疾病※（原子爆弾の放射能の影響によるものでないことが明らかであるものを除く）にかかっている者とする。

1. 黒い雨に遭った者の考え方

- ① 黒い雨に遭ったことが確認できること。（「黒い雨に遭った」には、黒い雨に遭ったことが否定できない場合を含む）
- ② 黒い雨に遭った当時の状況（場所・時間帯、降雨状況、生活状況など）が原告と同じような事情にあったことが確認できること。

2. 疾病要件に関する考え方

11種類の障害を伴う一定の疾病（原子爆弾の放射能の影響によるものでないことが明らかであるものを除く）にかかっていることが確認できること。

白内障の手術歴がある者（眼内レンズ挿入者）は白内障にかかっている者とみなすこと。

※

- | | |
|-----------------------------------|-----------------------------------|
| ①造血機能障害を伴う疾病（再生不良性貧血、鉄欠乏性貧血など） | ②肝臓機能障害を伴う疾病（肝硬変など） |
| ③細胞増殖機能障害を伴う疾病（悪性新生物など） | ④内分泌腺機能障害を伴う疾病（糖尿病、甲状腺機能低下症など） |
| ⑤脳血管障害を伴う疾病（くも膜下出血、脳出血、脳梗塞など） | ⑥循環器機能障害を伴う疾病（高血圧性心疾患、慢性虚血性心疾患など） |
| ⑦腎臓機能障害を伴う疾病（慢性腎炎、慢性腎不全など） | ⑧水晶体混濁による視機能障害を伴う疾病（白内障） |
| ⑨呼吸器機能障害を伴う疾病（肺気腫、慢性間質性肺炎、肺線維症など） | ⑩運動機能障害を伴う疾病（変形性関節症、変形性脊椎症など） |
| ⑪潰瘍による消化器機能障害を伴う疾病（胃潰瘍、十二指腸潰瘍など） | |

令和3年12月27日

長崎県・長崎市

個別認定指針の骨子案に対する回答

- ・ 長崎においても広島と同様に被爆未指定地域において黒い雨等が降っていることは、平成11年度証言調査より明らかである。
- ・ 係争中の裁判は黒い雨等に遭ったかどうかについては争われておらず、広島高裁で用いられた雨域に関する論文や調査報告も、証言調査に基づくものであることから、平成11年度証言調査を基に、長崎県・長崎市との検討をお願いしたい。
- ・ 長崎において黒い雨等が降った場所に関する事実を国が認めた際には長崎も対象とする旨を、現時点で認定指針の骨子に明記していただきたい。
広島に限定される指針骨子案は、受け入れられるものではない。
- ・ なお当該指針骨子案は、今なお苦しみ続けている被爆体験を有する方々に対し、長崎で黒い雨等が降ったかどうかの事実認定のための新たな裁判を誘発するものである。

広島県・市及び長崎県・市との今後の進め方について

令和3年12月27日
厚生労働省健康局

令和3年11月より、厚生労働省、広島県、広島市、長崎県、長崎市の間で、「被爆者援護法第1条第3号に係る審査の指針」の改正に向けた協議を重ねてきました。

第3回協議において、厚生労働省より、「黒い雨」訴訟を踏まえた審査の指針改正の骨子（案）を提示するとともに、長崎への対応について、引き続き、長崎県・長崎市との協議をすることを提案しました。

この提案に対して、広島県・広島市、長崎県・長崎市から、別添のとおり回答を受け取りました。

厚生労働省においては、今後、「被爆者援護法第1条第3号に係る審査の指針」の改正骨子（別紙）に基づき、指針の作成に向けた取組を進めるとともに、長崎への対応について、引き続き、長崎県・長崎市と協議をしてまいります。

(開催経緯)

- 第1回 令和3年11月30日 (Web 開催)
- 第2回 令和3年12月8日 (Web 開催)
- 第3回 令和3年12月23日 (Web 開催)